

令和6年度内部統制評価報告書の概要

①内部統制の整備及び運用に関する事項

- 知事は、内部統制の制度及び運用に責任を有している
- 県は「愛媛県の内部統制に関する方針」に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている
- 内部統制には一定の限界があり、リスクの発現をゼロにすることはできない

②評価手続

- 評価対象期間：令和6年度 ○評価基準日：令和7年3月31日
- 総務省ガイドライン※1の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、評価を実施

③評価結果

- 公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務については、**有効に整備・運用**
- 財務に関する事務に運用上の重大な不備※2を把握したことから、評価対象期間中における当該事務の一部に係る内部統制は**有効に運用されていなかった**と判断

④不備の是正に関する事項

- 「重大な不備」該当案件
 - ①県発注工事に関し、職員が元県職員に対し機密事項である直接工事費及び調査基準価格を教示し、公の入札における公正を害した案件
 - ②公用車に設置しているカーナビ等、テレビ放送を受信できる機器について、NHKと未契約のものがあり、受信料を支払っていなかった案件
- 改善に向けた取組
 - ①コンプライアンス研修の実施、関係規程・通知の周知等により、機密情報の管理、服務規律の徹底等を図った。
 - ②今後調達するカーナビについては、業務上、テレビ受信機能が必要である場合を除き受信機能が無いものを調達する等の方針を周知し、各所属において、設置済みのカーナビについても適宜見直しているほか、受信制度の周知や、注意喚起を実施した。

全庁的な内部統制の評価

- 総務省ガイドライン※1に掲げる28評価項目について評価

⇒「**重大な不備※2**」は認められなかった。
(不備自体なし)

業務レベルの内部統制の評価

- 各所属が実施した自己評価結果（リスク評価シートの17,641項目）に基づき評価
- ⇒「**重大な不備※2**」は2件発生（概要及び改善に向けた取組は上記④参照）
また、運用状況の延べ208項目において「**不備あり**」とされたが、全ての項目で改善に向けた取組みが確認できた。
※主な不備ありの内容として、昨年度発生した公表、処分事案を掲載

※1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）

※2 内部統制の不備のうち、県・県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

<参考>

内部統制とは

事故やミス等が発生するリスクを抑制するため、予め業務に組み込んで、組織的に管理(チェック)する仕組み